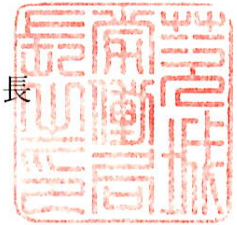




茨労発基0818第3号の2
令和2年8月18日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



作業環境測定記録のモデル様式の改正について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

作業環境管理を適切に進めるためには、作業環境測定精度の管理が必要であることに鑑み、その一環として、昭和57年2月4日付基発第85号「作業環境測定モデル様式について」において作業環境測定記録のモデル様式（以下「モデル様式」という。）を定め、以降数次にわたって内容の改正を行い、その周知に努めてきたところです。

この度、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）により、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなったところです。

つきましては、省令等の改正の内容を踏まえ、モデル様式の一部を下記のとおり改正することになりましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対する周知等をお願いいたします。

記

- 1 作業環境測定結果報告書（証明書）の全部を別紙1のように改める。
- 2 作業環境測定結果記録表（A 粉じん用）の一部を次のように改める。
4の㉔中「（1）有害物の分布の状況」の次に「（発生源の特定、有害物の拡散状況とその範囲）」を加え、5の〔記号〕及び7の㉑中「作業員」を「労働者」に改め、10の㉒-（2）中「測定士」を「作業環境測定士」に改める。

（改正後の同表については別紙2参照）

- 3 作業環境測定結果記録表（B 特定化学物質、鉛、有機溶剤、石棉用）の一部を次のように改める。
- 4の②⑤中「（１）有害物の分布の状況」の次に「（発生源の特定、有害物の拡散状況とその範囲）」を加え、
- ②⑦中「（３）発生源に近接する場所における作業
（４）濃度が最も高くなると思われる作業位置」
を「（１）発生源に近接する場所における作業
（２）濃度が最も高くなると思われる作業位置」に改め、
- ②⑧中「（２）単位作業場所の広さ
（３）過去における測定の記録」
を「（１）単位作業場所の広さ
（２）過去における測定の記録」に改め、
- ②⑧－（２）中「（２）過去における測定の記録」
を「（１）過去における測定の記録」に改め、5の〔記号〕及び7の③⑨中「作業員」を「労働者」に改め、9の④⑧中「原子吸光」の次に「・誘導結合プラズマ質量分析」を加える。
（改正後の同表については別紙3参照）
- 4 作業環境測定結果記録表（C 個人サンプリング法用）を別紙4のように加える。
- 5 作業環境測定結果報告書（証明書）記載要領の全部を別紙5のように改める。